寒川町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

寒川町長　木　村　俊　雄

寒川町規則第9号

# 寒川町財務規則の一部を改正する規則

寒川町財務規則（昭和40年寒川町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第57条の前の見出し中「歳入」を「公金」に改め、同条第1項を次のように改める。

歳入徴収権者は、法第243条の2第1項の規定により指定しようとするときは、省令第12条の2の12第3項の規定により準用する同条第1項の規定に基づく申出書に関係書類を添えて、町長の決裁を受けなければならない。

第57条第2項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、「又は」の次に「歳入等を」を加え、同条第3項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第57条の2を次のように改める。

第57条の2　法第243条の2の5に規定する普通地方公共団体が定めるものは、次に掲げる歳入等とする。

(1)　地方税（当該地方税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）

(2)　分担金

(3)　負担金

(4)　不動産売払代金

(5)　過料

(6)　損害賠償金（第8号に掲げる遅延損害金を除く。）

(7)　不当利得による返還金

(8)　第2号、第3号及び第5号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号、第4号及び前

2号に掲げる歳入に係る遅延損害金

(9)　政令173条の2第1項各号に規定する歳入

(10)　前各号に掲げるもののほか、町長が収納に関する事務を委託する必要があると認める歳入等

第57条の3第1項中「第157条の2各号」を「第158条各号」に改める。

第78条中「第165条の5」を「第165条の4」に改める。

第88条第1項中「私人に支出の事務」を「歳出の支出に関する事務」に改める。

第91条の見出し中「支出事務」を「公金の支出」に改め、同条中「第57条」を「第57条第1項及び第3項」に、「政令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、「私人に支出の事務」を「歳出の支出に関する事務」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第91条の2　指定公金事務取扱者は、法第243条の2の6第3項の規定に基づき会計管理者へ報告するときは、その支出の結果を明示する書類を添えて速やかに行わなければならない。

第125条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第126条第1項中「第243条の2第1項前段」を「第243条の2の8第1項前段」に改め、同条第2項中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の寒川町財務規則第57条第1項及び第2項並びに第91条（第57条第4項の規定を準用する規定を除く。）の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第2項の規定により指定公金事務取扱者を指定しようとする場合について適用する。